

生活環境調査委員会設置要項

(目 的)

第1条 新たな廃棄物処理施設（以下、「新最終処分場」という。）の整備にあたり、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）が実施する環境影響評価について、より生活環境の保全等に配慮したものとするため、生活環境調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 環境調査実施計画の検討
- (2) 調査への技術的な助言
- (3) 調査結果に基づく影響の予測及び対策の検討
- (4) その他環境の保全を図るうえで必要な事項の検討
- (5) 生活環境影響調査書（案）、環境影響評価書（案）の検討

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時には、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する審議は、非公開とすることができる。
 - (1) 会議において、一般財団法人茨城県環境保全事業団情報公開規程第7条の各号に該当する事項において審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、一般財団法人茨城県環境保全事業団において処理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、この要項の施行日または委員に就任した日から第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(委 任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和3年10月12日から施行する。

(別表)

氏名	所属	専門分野等
大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 領域長	資源循環・廃棄物
兼保 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所 環境創生研究部門 環境動態評価研究グループ 上級主任研究員	大気
桐原 幸一	茨城生物の会 副会長	動植物
小林 薫	茨城大学理工学研究科 都市システム工学領域 教授	水文学・水環境学
小峯 秀雄	早稲田大学理工学術院創造理工学部 社会環境工学科 教授	土木工学・地盤工学
出口 浩	東京理科大学理工学部 土木工学科 教授	環境水理学
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 総合理工学科 教授	廃棄物工学

※五十音順 敬称略